

未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全確保について

1. 緊急安全点検の概要

箇所：保育所、幼稚園、認定こども園等の施設（以下、「対象施設」という。）とこれらを所管する関係機関（以下、「所管機関」という。）が抽出

実施主体：所管機関、対象施設、地域の道路管理者、警察

期間：9月中に実施

2. 対策メニューについて

以下のような対策メニューの中から地域に応じたものを選択、または組み合わせることを推奨しています。

・局所的な対策が必要な箇所

防護柵の設置、路肩のカラー舗装化、標識・路面標示の設置 等

・面的対策が好ましい箇所

一定の範囲について通過交通の進入や速度の抑制を図る対策（エリアの指定、ランプ・狭窄・ライジングボラード等の設置）

・幹線道路への交通転換

交差点改良や道路拡幅など、改築を伴う対策

3. 対策案のとりまとめについて

所管機関及び対象施設が道路管理者や警察の助言を得て立案する対策案については、地方公共団体を通じて国土交通省に提案頂き、11月までにとりまとめる予定です。

注) 5月以降、緊急安全点検に先行して、道路管理者及び警察、また、地方公共団体などが独自に実施している点検を受けて検討された対策案（箇所）のうち、可能なものについては、8月中に地方公共団体を経由して国土交通省への報告を頂く予定です。

それ以外のものについては、緊急安全点検（9月中に実施）の結果を踏まえての対策案と一括して11月までにとりまとめます。

<問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 課長補佐 近藤（内線 38104）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8907 FAX：03-5253-1622